

令和6年6月28日  
総合政策局参事官(交通産業)室  
物流・自動車局旅客課

## 秋以降、10路線程度を選定して 完全キャッシュレスバスの実証運行を実施します ～完全キャッシュレスバスの実証運行の進め方の決定～

深刻な運転者不足等を背景に、2023年度には減便の対象となった路線において2割程度便数が減少するなど、バスネットワークは危機的な状況に陥っており、国民の生活基盤に深刻な影響を与えています。

この状況を克服するためには、バス事業者の経営改善・体力強化を図ることが必要であり、この観点から、完全キャッシュレスバスの推進は重要な意味を持ちます。

バスのキャッシュレス環境は、相当程度整備されておりますが、利用者の理解醸成を図りながら丁寧に進める観点から、完全キャッシュレスバスの実証運行の進め方を決定しました。

今後はこれに基づき、まずは10路線程度で実証運行を進め、課題や効果を検証します。

※バスの現金決済比率：10%程度。事業者によっては3%未満、路線によっては1%未満も存在。

### 1. 対象路線

一般路線バスのうち、以下のような路線で合計10路線程度を選定する。

- ①利用者が限定的な路線（空港・大学・企業輸送路線など）
- ②外国人や観光客の利用が多い観光路線
- ③様々な利用者がある生活路線で、キャッシュレス決済比率が高い路線
- ④自動運転など他の実証運行を同時に行う路線

### 2. スケジュール

2024年	7月～8月頃	候補路線の公募・選定・公表
	8月頃～	標準運送約款の改正、ガイドライン策定
	11月頃～	国・事業者等による実証運行について利用者への周知
2025年	3月頃	実証運行としての運行開始
	4月頃～	検証結果の公表 更なる実証運行等の推進

【問合せ先】 代表:03-5253-8111

<実証運行に関すること>

総合政策局参事官(交通産業)室 松田、益塚 内線:54708 直通:03-5253-8275

<関連制度に関すること(標準運送約款等)>

物流・自動車局旅客課 日下部、沖、秋葉 内線:41233 直通:03-5253-8571